

(県事業) 令和7年度 麦・大豆等作付拡大支援事業

水田において、麦、大豆、野菜、飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲、新市場開拓用米、ごまの作付面積を拡大した場合に、その拡大面積に応じて補助金を交付します。また、転換作物の定着を図るため、複数年契約に取り組む場合も支援します。

○事業実施主体 地域農業再生協議会(協議会のない地域は市町村)

○交付対象者 販売農家、集落営農

○対象農地 水田活用の直接支払交付金における交付対象水田

① 作付拡大支援

1 対象作物および年産

- ・麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)
- ・麦以外(大豆、野菜、飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲、新市場開拓用米、ごま)



**【R8年産】
基幹作と二毛作
の合計が対象!**

**【R7年産】
基幹作のみ対象!**

2 交付単価

- ・麦 10,000円以内/10a
- ・麦以外 5,000円以内/10a*



※国の都道府県連携型助成を利用し、県と同額(上限:5,000円/10a)が国から対象者に追加で交付

3 主な交付要件

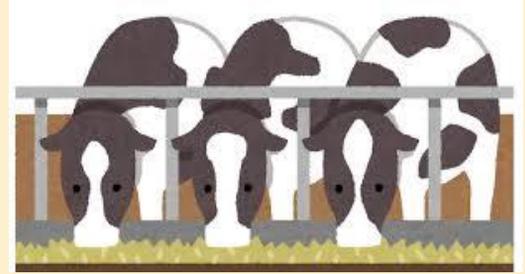
- ・主食用米作付面積が営農計画書の「生産の目安」の面積以下
- ・麦以外の品目は前作より合計で10a以上拡大していること 等

4 支援実例(拡大面積が支援対象) ※令和7年度事業の麦の場合は、R7年産からR8年産への拡大分が対象

	品目	前年面積(a)*	当年面積(a)*	対象面積(a)	交付額(円)
例1	麦	1,655	2,655	1,000	1,000,000
例2	大豆	54	15	362	181,000
	野菜	33	28		
	米粉用米	118	524		
	合計	205	567		

② 複数年契約加算

- 1 対象作物および年産
飼料作物、米粉用米、加工用米、WCS用稲 → **【R7年産】**
- 2 交付単価
5,000円/10a
- 3 主な交付要件
 - ・ 飼料作物とWCS用稲の複数年契約については、**供給先を県内畜産農家**とすること
 - ・ 出荷・販売を目的とした、3年以上の複数年契約であること
 - ・ 期間中の契約面積が維持又は増加するものであること 等
- 4 必要書類
契約期間や面積等が記載された出荷・販売契約書
(飼料作物及びWCS用稲を自家利用する場合は自家利用計画書)



申し込み方法

令和7年5月～6月の期間で地域協議会等を対象とした要望調査を行う予定です。

本事業に興味がある方は、最寄りの地域農業再生協議会又は農林振興センターにお問い合わせください。

【令和7年度事業のスケジュール（予定）】

- 5月 【生産者⇔実需者又は集出荷業者等】 麦のは種前契約を締結
- 6月 【生産者→地域協議会】 事業の要望調査への回答
- 9月 【生産者→地域協議会】 事業実施計画書の提出
- 2月～3月 【地域協議会→生産者】 概算払等による補助金交付
- 3月 【生産者→地域協議会】 実績報告書・実施状況報告書の提出
- 6月～1月 地域協議会による作付面積の確認

本事業の詳しい要件等は決まり次第、各農林振興センター及び地域農業再生協議会を通じて周知します。

(地域農業再生協議会の連絡先は県協議会HPに記載 <http://www.saitama-suiden.org/>)

